プロプレーヤー利用規約

第1条(本規約の適用)

本規約は、プロトモゴルフ運営事務局(以下「当事務局」といいます)が提供または運営するサービス「プロトモゴルフ」(以下「本サービス」といいます)の利用に関する条件を、本サービスを利用するプロゴルファー・ティーチングプロまたは研修生(以下「プロプレーヤー」といいます)と当事務局との間で定めたものです。

第2条(本規約の遵守)

本規約はプロプレーヤーが本サービスを利用するにあたって遵守すべき事項を定めるものです。プロプレーヤーが本サービスを利用した場合、本規約に同意したものとみなします。

第3条(定義)

本規約において使用する以下の用語は各々以下に定める意味を有するものとします。

- 1. 「一般プレーヤー」とは、当サービスを利用してプロプレーヤーとのプレーを希望する個人または法人を意味します。
- 2. 「プロプレーヤー」とは、当サービスの審査に通過し、かつ、当サービスに登録し、自身の プロフィールおよびプレー可能なスケジュールを提供するプロゴルファー・ティーチングプロまたは研修生を意味します。
- 3. 「ユーザー」とは、「一般プレーヤー」と「プロプレーヤー」の両方を意味します。
- 4. 「チケット」とは、一般プレーヤーがプロプレーヤーとのプレーの予約を行うために必要な デジタルバウチャーを意味します。
- 5. 「成約」とは、一般プレーヤーがプロプレーヤーを指名リクエストし、プロプレーヤーがその指名を応諾した時点を指します。成約が成立した時点で、一般プレーヤーは当該指名にかかるチケットの支払い義務を負うものとします。

第4条(ユーザー登録)

- 1. 一般プレーヤーは、本サービスの利用に際してプロプレーヤーご自身に関する情報を登録する場合、真実、正確かつ完全な情報を提供しなければならず、常に最新の情報となるよう修正しなければなりません。
- 2. 当サービスの承諾なく、同一の人物が本サービスに関して複数の同一内容のアカウントを持つことはできません。
- 3. 当サービスが、プロプレーヤーが以下の各項目のいずれかに該当し、または該当するおそれがあると判断した場合には、当該プロプレーヤーは、プロプレーヤーとしてユーザー登録をすることはできず、当サービスはその登録を拒否することができます。また、ユーザー登録後であっても、当サービスが、プロプレーヤーが以下の各項目のいずれかに該当し、または該当するおそれがあると判断した場合には、事前通知を行うことなく当該プロプレーヤーのアカウントを停止または削除することができます。当サービスはかかる対応について一切の説明義務を負わず、責任を負わないものとします。プロプレーヤーは、当事務局に対し、登録時または登録後において、プロプレーヤーが以下各項目のいずれの場合にも該当しないことを誓約するものとします。

- 3.1. 当サービスに提供した登録事項または提出書類の全部または一部につき、虚偽、誤記または記載漏れがあった場合。
- 3.2. プロプレーヤーが登録したメールアドレス等の連絡先で連絡がとれない場合。
- 3.3. 本サービス利用料の支払を遅延又は拒否した場合
- 3.4. 反社会的勢力に該当する、または資金提供その他の方法により反社会的勢力などの維持、運営に協力もしくは関与していると当事務局が判断した場合。本号において「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他の反社会的勢力をいい、過去において反社会的勢力であった者を含みます。
- 3.5. 過去から現在において有罪判決(ただし、軽微な交通犯罪を除く。)を受けており、かつ、本サービスが当該有罪判決の内容に鑑みて、本サービスを利用することが適当でないと判断した場合。
- 3.6. 本利用規約および本サービスにおいて規定されたサービスの内容に反するまた はこれを逸脱するサービスを実施した場合。
- 3.7. 契約対象の一般プレーヤー、または当事務局との円滑なコミュニケーションが困難な可能性があると判断した場合
- 3.8. 一般プレーヤー、当事務局へ危害・危険を及ぼす可能性があると判断した場合。
- 3.9. 過去に当事務局にて登録を拒否もしくは取消しされた者である場合。
- 3.10. その他、当事務局が登録を不適当と判断した場合。
- 4. ユーザーが退会を希望する場合には、当サービスの問い合わせフォームからご連絡してください。当サービスの指定する手続きを経由し、プロプレーヤーは本サービスから退会することができます。
- 5. 本規約に基づくプロプレーヤーの権利義務はプロプレーヤーの一身に専属し、プロプレーヤーが死亡した場合、アカウントは停止の後、退会扱いとなります。
- 6. 当事務局は、プロプレーヤーが本規約に違反しまたは違反するおそれがあると認めた場合、あらかじめプロプレーヤーに通知することなく、アカウントを停止または退会を行うことができます。
- 7. 当事務局は、プロプレーヤー、またはご家族、その他関係者が、一般プレーヤーや当事務局に対して不当な問い合わせまたは要求をする行為、その他他者の本サービスの利用を妨害し支障を与えるまたはそのおそれのある行為を行った場合、当該プロプレーヤーのアカウントを停止または退会手続を行うことができます。
- 8. 当事務局は、本サービスの利用(最終指名ラウンド実施日)が半年以上経過しているプロプレーヤーのアカウントを、あらかじめ当該プロプレーヤーに通知することなく削除することができます。
- 9. 本サービスのアカウントは、プロプレーヤーに一身専属的に帰属します。プロプレーヤー の本サービスにおけるすべての利用権は、第三者に譲渡、貸与または相続させることは できません。

第4条(スケジュールの管理)

プロプレーヤーは、本サービス上に登録するスケジュールを、責任持って随時更新その他管理しなければなりません。

第5条(プロプレーヤーと一般プレーヤーとの間の取引)

1. プロプレーヤーは、本サービスに登録した条件またはレビューなどに従い、一般プレーヤーからの指名リクエストを受けます。

- 2. プロプレーヤーは、一般プレーヤーからの指名リクエストに対して、承諾するか辞退するかについて、自由に決めることができます。プロプレーヤーは、指名リクエストに提案されたプレー日付の最も早い日の7日前の18:00までに一般プレーヤーに対し回答しなければなりません。プロプレーヤーが、一般プレーヤーから指名リクエストを受けてから指名リクエストに提案されたプレー日付の最も早い日の7日前の18:00までに、回答を行わなかった場合には、プロプレーヤーは当該指名リクエストを辞退したとみなします。
- 3. プロプレーヤーが一般プレーヤーからの指名リクエストに応諾した時点で、一般プレーヤーとプロプレーヤーの両者間で、ラウンド同伴プレーの業務委託契約(以下「ラウンド同伴プレー業務委託契約」といいます)が成立します。当事務局は、プロプレーヤーおよび一般プレーヤーに対し、双方のマッチングの機会を提供するのみで、ラウンド同伴プレー業務委託契約の契約当事者にはなりません。
- 4. プロプレーヤー、一般プレーヤーは、ラウンド同伴プレー業務委託契約が成立したあとで、契約をキャンセル・変更する場合、本規約の第7条(本サービスの利用)が適応されます。
- 5. プロプレーヤーは、一般プレーヤーとのラウンド同伴プレー業務委託契約が一般プレーヤーとプロプレーヤーとの間で直接成立することを十分理解したうえで、一般プレーヤーとプロプレーヤーの二者間で解決するものとし、プロプレーヤーは当事務局に対し、異議申立て等迷惑をかけないことに同意します。ただし、当事務局は、本サービスの円滑な運営のために必要と当事務局が判断した場合には、一般プレーヤーとプロプレーヤーとの間のトラブル等に介入することができます。当事務局は一般プレーヤーに対して、かかる当事者間のトラブル等への介入を行うことについてなんら義務を負うものではありません。
- 6. 一般プレーヤーおよびプロプレーヤーは、当サービスを通じて知り得た情報を利用し、成 約後に手数料の支払いを避けるために合意によってキャンセルし、直接取引を行うことを 禁止します。万一上記の禁止事項に違反した場合、当サービスは該当ユーザーに対して 以下の法的措置を取る権利を有します。
 - 6.1. 該当ユーザーに対する利用停止またはアカウント削除
 - 6.2. 該当取引における本来の手数料相当額の損害賠償請求

第6条(評価および契約終了)

- 1. 一般プレーヤーは、プロプレーヤーとのラウンド同伴プレーの完了後、翌日の18:00までに、本サービスが定める方法で、当該ラウンド同伴プレーにおけるプロプレーヤーの評価を提出しなければなりません。プロプレーヤーは、一般プレーヤーとのラウンド同伴プレーの完了後、翌日の18:00までに、本サービスが定める方法で、当該ラウンド同伴プレーにおける一般プレーヤーの評価を提出しなければなりません。
- 2. 前項に定める一般プレーヤーおよびプロプレーヤーによる評価提出が双方とも終了した時点で、該当ラウンド同伴プレー業務はすべて終了したものとみなします。該当ラウンド同伴プレー業務が終了したタイミングで該当ラウンド同伴プレーが累計ラウンド回数に計上されます。

第5条(料金及び支払方法)

- 1. 料金
 - 1.1. 登録料(初回登録時のみ):4980円
 - 1.2. メンバーシップ料:2980円/月
- 2. 支払い方法
 - 2.1. 各料金は、本サービスの指定する方法により支払うものとします。

メンバーシップ料について

メンバーシップ料は、以下に明示的に規定された場合を除き、払戻しされません。

お客様が登録された支払い手段が支払い不能な場合、お客様が速やかに適用可能な支払手段 を新たに当サービスに提供しない限り、本サービスは、お客様の会員登録をキャンセルすること ができます。当該新たな支払手段にて支払いが完了した場合には、お客様の会員期間は、支払 い完了日ではなく本来の更新日より更新されます。

メンバーシップ料請求前にお客様が退会あるいは休会を希望する旨を当サービスに通知いただかない場合には、お客様の会員登録は自動的に更新され、お客様への通知なくして、当サービスは、各請求対象期間の初日に、お客様が登録された支払手段へ、その時点で適用されるメンバーシップ料及び税金を請求いたします。

退会について

お客様は、いつでも当サービス所定の手続きにより退会することができます。お客様のメンバー資格は、退会申請が行われた請求対象期間が満了するまで維持されます。

第6条(報酬の支払)

- 1. 当事務局は、プロプレーヤーに対し、換金可能ラウンド数を当事務局が定めた下記の単価に乗算した金額を支払うものとします。
 - 1.1. 26,400円/1ラウンドごと
- 2. 当事務局は、プロプレーヤーに対し、前項に定める金額を、プロプレーヤーが換金申請 を提出したタイミングでプロプレーヤーが指定する銀行口座に振り込む方法により支払う ものとします(振込手数料:換金金額10万円以上の場合、無料とします。それ以外の場 合、320円を差し引いた金額で振り込むものとします)。

第7条(本サービスの利用)

成約後のキャンセルおよび変更

成約後のキャンセルおよび変更は、原則下記のポリシーに従うものとします。

1. キャンセル

- 1.1. プロプレーヤーは、ラウンド同伴プレー業務委託契約締結後から承諾プレー日の 2日前18:00までの間は、一般プレーヤーとの間で成立したラウンド同伴プレーの 業務委託契約をキャンセルすることはできません。ただし、やむを得ない事由が ある場合を除きます。
- 1.2. プロプレーヤーは、承諾プレー日の2日前18:00以降は、ラウンド同伴プレーの業務委託契約をキャンセルすることはできません。ただし、やむを得ない事由がある場合を除きます。プロプレーヤーがラウンド同伴プレー業務の承諾プレー日の2日前18:00以降にラウンド同伴プレー業務委託契約をキャンセルした場合、換金可能な累計ラウンド数から1回を差し引きます。
- 1.3. 当事務局は、無断キャンセルや悪質なキャンセルを行ったユーザーのアカウントを予め該当ユーザーに通知することなく削除することができます。
- 1.4. 不可抗力(天災など)により、業務遂行が不能となった場合、当事務局が定める 手続きにより、ペナルティなしでキャンセルすることができます。

2. 変更

- 1. プロプレーヤーは、ラウンド同伴プレー業務委託契約締結後から承諾プレー日の2日前 18:00までの間は、一般プレーヤーとの間で成立したラウンド同伴プレーの業務委託契約 を変更することはできません。ただし、やむを得ない事由がある場合を除きます。
- 2. プロプレーヤーは、承諾プレー日の2日前18:00以降は、ラウンド同伴プレーの業務委託契約を変更することはできません。ただし、やむを得ない事由がある場合を除きます。プロプレーヤーがラウンド同伴プレー業務の承諾プレー日の2日前18:00以降にラウンド同伴プレー業務委託契約を変更した場合、換金可能な累計ラウンド数から1回を差し引きます。
- 3. プロプレーヤーは、一般プレーヤーが変更リクエストを送信してから48時間以内に返信を しなければなりません。プロプレーヤーが変更リクエストを受けて48時間以内に返答を行 わなかった場合は、プロプレーヤーは当該変更リクエストを受け付けなかったものとみな します。
- 4. 当事務局は、悪質な変更を行ったユーザーのアカウントを予め該当ユーザーに通知することなく削除することができます。
- 5. 不可抗力(天災など)により、業務遂行が不能となった場合、当事務局が定める手続きにより、ペナルティなしで変更することができます。

第8条(プレーフィーの支払い)

プレーフィーの支払いは、原則一般プレーヤーが行うものとします。ただし、プレーフィーに関する ユーザー間のトラブルは、当サービスでは一切の責任を負いません。

第9条(コース予約)

コース予約は、原則成約後に一般プレーヤーが行い、ユーザーが自己責任で維持・管理するものとします。なお、コース予約に関するユーザーとコース間のトラブルは、当サービスでは一切の責任を負いません。

第10条(交通費)

コースまでの交通手段の確保および費用は、プロプレーヤーご自身で負担いただくこととします。

第11条(禁止行為)

- ユーザーは、以下の行為を行ってはなりません。
 - 1.1. 法令または公序良俗に違反する行為
 - 1.2. 当サービスの運営を妨害する行為
 - 1.3. 虚偽の情報を登録する行為
 - 1.4. 他のユーザーの個人情報を不正に取得する行為
 - 1.5. 異性交際を目的として本サービスを利用する行為
- 2. 本サービスは、本サービスにおけるユーザーによる行為が前項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると当サービスが判断した場合にはユーザーに事前に通知することなく、当該ユーザーに関連する情報の全部又は一部の削除、本サービスの利用の一時停止、又は登録の取消(本契約の解除を意味します)を行うことができるものとします。本サービスは、本項に基づき本サービスが行った措置に基づきユーザーに生じた損害について一切の責任を負いません。

第12条(免責事項)

- 1. 一般プレーヤーとプロプレーヤーとの間に生じるラウンド同伴プレー業務委託契約に関しては、二者間の自己責任にお任せしており、ラウンド同伴プレー業務委託契約の当事者である一般プレーヤーとプロプレーヤーとの間で解決していただきます。ただし、二者間に何らかのトラブルがあった場合で、寄せられたクレームに正当な根拠があると当事務局が判断した場合、当事務局は当該プロプレーヤーまたは一般プレーヤーの登録削除を含め、二者間のトラブルに介入する場合がございます。
- 2. 当事務局は、本サービスに起因して一般プレーヤーに生じたあらゆる損害について一切 の責任を負いません。ただし、本サービスに関する当事務局と一般プレーヤーとの間の 契約(本規約を含みます。)が消費者契約法に定める消費者契約となる場合、この免責 規定は適用されません。
- 3. 本条第2項ただし書に定める場合であっても、当事務局は、当事務局の過失(重過失を除きます。)による債務不履行または不法行為により一般プレーヤーに生じた損害のうち特別な事情から生じた損害(当事務局または一般プレーヤーが損害発生につき予見し、または予見し得た場合を含みます。)について一切の責任を負いません。また、当事務局の過失(重過失を除きます。)による債務不履行または不法行為により一般プレーヤーに生じた損害の賠償は、一般プレーヤーから当該損害が発生した月に受領した利用料の額を上限とします。

第13条(個人情報等及びユーザーの情報の取り扱い)

- 1. 当事務局は、ユーザーの個人情報を適切に取り扱い、プライバシーポリシーに基づいて 管理します。
- 2. ユーザーは、当事務局が個人情報を本サービスの提供に必要な範囲で使用することに同意するものとします。

第14条(反社会的勢力の排除)

ユーザーは、次のいずれにも該当しないことを当サービスに表明し、かつ、将来にわたっても該 当しないことを確約するものとします。

1. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、 暴力団関係者(暴力団関係企業を含む。)、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特 殊知能暴力集団等、そのほかこれらに準ずる者(以下、総称して「反社会的勢力」という。)

- 2. 反社会的勢力が経営を支配している、もしくは実質的に関与していると認められる企業と 関係を有していること
- 3. 反社会的勢力を利用していること
- 4. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること
- 5. 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- ユーザーは、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを 確約するものとします。
 - 1. 暴力的な要求行為
 - 2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当サービスの信用を毀損し、または当 サービスの業務を妨害する行為
 - 5. その他、前各号に準ずる行為

第15条(本規約の改定)

- 1.当サービスは、本規約を随時変更することができるものとします。
- 2.本規約の変更は、当サービスが適切と判断する方法で通知するものとし、通知後にユーザーが当サービスを利用した場合、変更に同意したものとみなされます。

第16条(準拠法及び管轄裁判所)

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、その内容に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第17条(分離可能性)

本規約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの条項及び一部が無効又は執行不能と判断された条項の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第18条(存続条項)

契約終了後も、以下の条項は有効に存続するものとします。

- 1. 第4条(直接取引の禁止)
- 2. 第7条(当日の無断キャンセル)
- 3. 第11条(禁止事項)
- 4. 第12条(免責事項)
- 5. 第13条(個人情報の取り扱い)
- 6. 第16条(準拠法および管轄)

以上